第5回千葉県食品安全条例(仮称)検討作業部会(概要)

- 1 日 時 平成17年9月16日(金)午後2時から午後5時30分まで
- 2 場 所 県庁中庁舎 3階 第1会議室
- 3 出席者 伊藤委員(部会長)天野委員、大野委員、岡田委員、古明地委員、小山委員、 魚住委員、佐藤委員、田中委員、辻委員、西分委員、丸山委員、山田委員
- 4 内容
 - 1 開 会
 - 2 議 事
 - (1)遺伝子組換え食品等の規制等について
 - (2)報告書(案)について
 - (3)その他
 - 3 閉 会

5 会議要旨

(伊藤部会長)

- ・ 第5回千葉県食品安全条例(仮称)検討作業部会を開催します。
- ・ 報告書(案)を先に検討したいと思います。

報告書(案)について

(事務局)

報告書(案)とスケジュールについて説明。

(丸山委員)

- ・ 全体の構成に関して、 の「食品の安全性確保のための課題」は、条例の基礎となる重要な 問題だと思いますので、独立していても良いが、バランスから考えて 「食をめぐるこれま での状況」から 「食品の安全性確保の現行施策」については、もう少しコンパクトに、 から を詰めて、1 つの項目にしても良いのではないかと思います。
- ・ 1ページの「これが、経済成長に伴う農業の構造的な変化の始まりでした。」とありますが、 農業基本法の成立に伴う構造的な変化の中で農薬や化学肥料が大量に使われだして、様々な 問題が起きてきましたので、食の安全ということから、この状況をおさらいするということ であれば、この点を簡単で結構ですので、一言入れていただきたい。
- ・ その下の「高度経済成長が進み、食品産業の大規模化や食品流通の広域かつ大量化により、 食生活は豊かになりました。」の表現はかまわないと思いますが、先ほどと同じように、食品 産業の大規模化と発展の中で、食品添加物や広域的な食品の被害等問題についても、簡単で 結構ですので、一言入れていただきたい。
- ・ 3ページの県民の意識の「消費者にとっては、輸入品かどうかが問題であると思われます。」 という表現は、若干誤解をまねくのではないか思われ、輸入でないと手に入らない食品もあ りますので、「消費者は国産や県産かどうかを重視している」というような誤解をまねかない

ような表現にしていただきたい。

- ・ 5 ページの「BSE 問題や遺伝子組換え食品問題については、国が科学的な根拠に基づく 安全性を証明していても、消費者の信用が得られないと安心な食品として認識してもらえないなど、食品の安全基準については、専門家の知見と消費者の判断の差もあるようです。」も誤解をまねく表現だと思います。
- ・ 当然専門家の知見と消費者の判断に差はありますが、専門家の中でも判断に差があります。
- ・ 例えば、BSE 問題や遺伝子組み換え食品問題は、専門家の知見の中でも判断の差があります ので、ここは誤解をまねかないような表現にしていただきたい。
- ・ 6ページの 「食品の安全性確保の現行施策」について、現在、県で取り組んでいる食品安全 協議会や食品安全フォーラムの開催等、食品の安全の総合行政についてが抜けているように 思いますので、ぜひ入れておいたほうが良いのではないかと思います。

(魚住委員)

食品安全協議会には、箇条書きの文章で提出するのでしょうか。

(事務局)

- ・ 接続詞を入れたり、言葉を補足して文章化することを考えています。
- ・ 検討しやすいように、項目ごとに箇条書きにしましたが、最終的には文章化します。
- ・ 次回の部会では、文章化した報告書(案)をお示しすることになります。

(魚住委員)

- 自給率等については、データや表を記載していただいたほうがわかりやすいので、お願いします。
- ・ 3(3) 「意見交換等の促進」の中に、実効性を担保するために、リスクコミュニケーションの開催頻度を、例えば年1回以上開催するとか、県民から知事に申出があった場合は、知事の判断に基づいて、開催するという形でいれると、実効性が担保できると思います。

(伊藤部会長)

・ 主催者が、県であっても、消費者からこのような事についてリスクコミュニケーションをしたいという要望に応えて、開催するという趣旨ですね。

(事務局)

- 検討させていただきます。
- ・ 実際、食の安全・安心フォーラムを年 1 回開催していますし、食品安全協議会も年 2 回ほど 開催しています。

(魚住委員)

報告書(案)の題名は、このままでよいのでしょうか。

(西分委員)

・ 検討作業部会でのまとめの報告書ですので、「誰もが安全・安心できる「ちばの食」のために」 はこのままで良いと思いますが、この報告書が条例を策定するための報告書だとわかるよう に、明記したほうが良いと思います。

(伊藤部会長)

・ 「誰もが安全・安心できる「ちばの食」のために」の下にカッコ書きで「千葉県食品安全条例 (仮称)検討作業部会報告書」としたほうが良いでしょう。

(西分委員)

・ 1(1)「条例の目的」のところの「老人から子供、少数のアレルギーの人にも配慮し、」の「少数の」は必要ないのではないでしょうか。

(岡田委員)

・ 1(2)「基本理念」の 4 つ目 (県、生産者・事業者及び消費者は、その取組が環境に及ぼす影響について配慮し、環境の保全に努めること。) 1(3)「生産者・事業者の責務」の 1 つ目 (安全な食品を提供する責任を自覚し、関係法令を遵守するとともに・食品の安全・安心の確保のための自主的な取組みを推進すること。) は趣旨を活かして残していただきたい。

(事務局)

- ・ 先ほど、接続詞を入れたり、言葉を補足して文章化することを考えていますと申しあげたの は、 から までです。
- ・ の「条例に盛り込むべき事項」については、この文言が条例になるわけではありませんが、 報告書はこのままの表現になります。

(魚住委員)

- リスクコミュニケーションの部分については、県民にとって使いやすいものになっているか、 何か抜けている点はないか。
- ・ 使い勝手の良いものにしないと意味がないので、気がついたことを皆さんから出していただいたほうが、良い条例になると思いますが。
- 私が気づいていない点もあると思いますので、指摘だけさせていただきます。

(山田委員)

- ・ 4「体制の充実強化」について、具体的な施策の中に食育や教育学習の推進とか、危機管 理体制の推進とか入れていただいたほうが良いと思います。
- 具体的に記載されていないとわかりにくいので、どこかに入れていただきたいと思います。
- ・ 危機管理体制が 4「体制の充実強化」の中に入っていないように思います。

(事務局)

- ・ 危機管理体制は、 4「体制の充実強化」の(1)「監視・指導及び検査体制の充実強化」の 4 番目(食品の安全・安心が損なわれる重大な事態が生じた場合、又は当該事態の生じるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための必要な体制を強化すること。)に、まとめてあります。
- · 食育については、情報の提供を推進することにしています。

(辻委員)

・ 食育について、情報の提供は記載してありますが、その他に年齢層にあわせた食育に関する ことを入れていただきたい。具体的なことが記載されていないので。

(伊藤部会長)

- ・ 食育は、食育基本法の範囲の中では、ないでしょうか。
- ・「組織の設置」の組織とは、県内部の組織ですか。

(事務局)

・ 検討段階で、想定しているものは、生産から流通の関係者の意見交換の場である食品安全協 議会のようなものです。

(伊藤部会長)

・ 県庁内の部局横断的な会議は、別にあるのですか。

(事務局)

・ 食の安全・安心対策会議というものがあり、その体制の強化も体制の充実強化の一つです。

(丸山委員)

- ・ 1(3)「県の責務」に「総合的かつ計画的に施策を推進すること。」とありますが、大きく分けると2つのジャンルがあると思います。
- ・ 消費者政策と県民の健康保護という、この条例の本来の目的にあった部分と農畜水産物の生産県である生産に関する部分だと思います。
- ・ 総合的かつ計画的ということであれば、役所的な縦割り行政を排除し、乗り越えて進めていくことが重要ですので、県庁内の横断組織を強化していくことは、むしろ県の責務の「総合的かつ計画的に施策を推進すること」にかかってくる問題だと思います。
- ・ 食品に関する窓口は、現在4つで消費者センター、県民生活課の窓口、衛生指導課の窓口、 安全農業推進課の窓口です。
- ・ 例えば、これを1本化するだけでも、庁内の横断的な協力関係が必要だと思います。
- ・ 県のリーダーシップが充分発揮されるように努めていただきたいという事が、県民の願いだということをこめていただきたい。

(西分委員)

- ・ 施策に関する提案について、提案する窓口がわからなく、どこに届けて、どこが判断し、ど この部署にいくのか全くわかりません。
- ・ 行政でのたらいまわしも経験していますので、どこが窓口とか、判断するところが明記され ていると良いと思います。
- ・ 3(3) 「意見交換等の促進」に「県民から知事に申出があった場合は、知事の判断により 開催する」という文言をいれるのであれば、 3(3) 「施策に関する提案」にも「県民から 知事に申出があった場合は、知事の判断により、該当部署に提案する」とか具体的に項目と して入れると良いと思います。
- ・ 県民として提案していくのは、この部分なので、「意見交換等の促進」と「施策に関する提案」 の両方に必要だと思います。

(事務局)

- ・ 現在は、それぞれの窓口で、所掌していない内容の苦情が出されても、庁内の横断的連携で 処理をしています。
- ・ 食品の安全・安心を 1 つの部署ですべて行うことも考えられますが、今のところはそのよう な組織はありませんし、それが有効、効果的かは、今後検討しなければなりません。
- ・ 県のホームページの食の安全・安心電子館では、食に関するいろいろな意見をいただき、該当 部署に照会し、回答するシステムをとっています。

(西分委員)

・ そのような体制ができているのであれば、「県民が知事に提案できる」ということを明らかに すれば、簡単で使いやすい条例になるのではないかと思います。

(山田委員)

・ 今の件については、例えば「知事への申出制度」とかを入れれば明確になるのではないでしょうか。

(西分委員)

そのとおりです。「知事への申出制度」という言葉が、入れば明確でわかりやすいと思います。

(伊藤部会長)

- 3(3) 「施策に関する提案」の3番目に入れるということですか。
- ・ もう少し、入れるのか、入れなくてもここで読めるとかを、検討してください。
- ・ 食育と教育学習に関しては、食育に関する情報の提供を推進するという記載がありますので、 この条例では、情報を提供し、県の横の連携として、教育庁と一緒に総合的に、食育や教育学 習を推進するということだと思います。

(事務局)

- ・ 食育に関しては、食育基本法が制定され、県にも担当する部署があります。
- ・ その部署や関係課で、食育をどのように推進するか検討中ですので、それとの整合性を図りながら、学校等を含めて、情報提供の必要性、重要性を考えていきたいと思っています。

遺伝子組換え食品等の規制等について

(伊藤部会長)

- ・ 前回まで、条例に盛り込むべきか盛り込まなくても良いのか、いろいろな意見がありましたので、今回何らかの形で集約できればと、皆様方に御発言をお願いしました。
- 協議に入る前に、現状を事務局から説明をお願いします。

(事務局)

遺伝子組換え食品の安全性について説明。

カルタヘナ法の法体系を中心に、遺伝子組換え作物の栽培等に関する説明。

(西分委員)

- ・ 資料「カルタヘナ議定書の概要」の出典元はどこでしょうか。
- ・ また、資料の「議定書の前提及び認識」の解釈が私の理解と少し違うのですが、今の説明では この議定書の前提は、バイオテクノロジーが必要なので、この議定書を作成したと言うように 受け取ったのですが、私が理解していたカルタヘナ法は、あらゆる生物の多様性を確保するた めに、バイオテクノロジーで作られたものを規制するという法律だと解釈していました。

(事務局)

・ 今日の資料は、農水省のホームページから作成した資料です。県で独自に手を加えていません。

(魚住委員)

・ 事実確認ですが、種子と栽培と食品に分けると、種子がカルタヘナ法に基づいて輸入された場合、千葉県は把握していますか。

(事務局)

・ 県は一切関係していません。国の所管する事務になります。

(魚住委員)

・ 県が、その情報を獲得することは、制度的に可能ですか。

(事務局)

- ・ 制度的な仕組みはありませんが、国に聞き取りをすれば教えてくれます。
- ちなみに、千葉県内の一般栽培は、無いというように聞いています。

(魚住委員)

栽培については、業者が黙って栽培することも可能ですか。

(事務局)

・ 栽培を目的に種子を輸入するのであれば、その時点で栽培計画等を提示して、カルタヘナ法の チェックを受けることになります。

(魚住委員)

- ・ 種子を輸入し、栽培し、食品として流通させる場合、現行法で漏れてくるものは何かあります か。
- ・ 法律の不備としては、何かありますか。

(伊藤部会長)

・ 現行法で漏れてくるものは、無いと思います。

(魚住委員)

・ 北海道で、どうして栽培することがわかったのか、どうしてあれだけの争点になったのか。北 海道での経緯を、お伺いしたいと思います。

(事務局)

- ・ 一番大きい要因は、風評だと聞いています。
- ・ 遺伝子組換え作物の評価が、あまり芳しくない中で、農業県の北海道で栽培されることの風評 を避けたいとの意向だと聞いています。

(魚住委員)

・ それは、カルタヘナ法に基づく承認を受けて、栽培をしようとしたという事ですか。

(事務局)

- ・ 北海道は、条例で遺伝子組み換え作物の栽培が駄目だとは、言っていません。
- ・ 届出や許可と聞いています。
- ・ 国だけでなく、北海道知事にも届出が必要だと条例にあったと思います。

(伊藤部会長)

・ 北海道でおきた事を知らないのですが、どのような事でしょうか。

(魚住委員)

・ 詳しくはわかりませんが、交雑の危険性があると、周辺の農家が反対して、最終的に知事の判断があったと記憶しています。

- ・ 現在、国内で商業用の栽培がなく、試験栽培もカルタヘナ法に基づき、周辺の環境を配慮した 基準を作成し、栽培が行われている。
- ・ 2004 年から EU での遺伝子組換え作物の栽培が解禁された。
- ・ 環境省で、カルタヘナ法でチェックしているのは、野生作物への影響が一番の視点だそうです。
- ・ 部会として、条例の中に北海道のような条文を入れたほうが良いという人と必要がないという 人と両方いるようですので、1人づつお伺いしたいと思います。

(丸山委員)

- ・ 北海道のような規制条項を入れるべきか、入れないほうが良いかという選択肢を迫られている ように感じましたが、違うのではないかと思います。
- ・ この条例の作成に当たって、健康福祉千葉方式を採用したことは、施策に県民の意見を反映させるという趣旨なので、この検討作業部会はその県民の意見を整理し、条例の作成に当たって報告書をまとめるという、県民の意見の入口ですので、タウンミーティング等で意見が出されていることについては、最大限の誠意と配慮をもって受け止めるべきではないかと思います。
- ・ 前回の資料に「ただし、県では、生産・流通上の混乱を避けるため、遺伝子組換えナタネに関し、千葉港内の植物油製造業者に対し、「こぼれ落ち防止対策」の徹底を要請。国に対し実態調査の継続と情報の提供を申し入れ。」とありますので、千葉県でもこの問題について、問題意識を持っているということが伺えます。
- ・ また、農林水産省のホームページの Q&A にも、道路沿いでの遺伝子組換えナタネの生育についての記載がされています。
- ・ 難しい問題で県民の関心も高いので、農水省も県も注意を払わざるを得ないと思います。
- ・ 結論的な意見としては、最低限の措置として、遺伝子組換え食品についてのあらゆる情報を、 特に栽培については、事前の計画の段階から情報を公開し、リスクコミュニケーションの対象 にするというようなことを、最低限、報告書の中に盛り込むべきだと思います。
- ・ 遺伝子組換え食品等の意見と盛り込むべき内容については、追記ではなく、本文に入れていた だきたい。

(山田委員)

- ・ 遺伝子組換え食品等についても、何らかの形で条例の中に盛り込むべきと思います。
- ・ 遺伝子組換えについては、まだわからない事も多いので、栽培も含めて様々な情報をキチンと 県民にわかるようにするという事を、何らかの形で条例の中に盛り込むべきと思います。

(大野委員)

- ・ 遺伝子組換えの栽培の規定は、ぜひ、今、ここで入れていただきたい。
- ・ 今現在、栽培の実績はないということで問題は起きていませんが、今研究しているものは、全 て商業ベースにのせるための研究ですので、商品として出てくる日が必ずあります。
- ・ その時に、千葉県で栽培してはならないと言えないので、特に米に関しては、高付加価値の品 種が研究されていて、生産者として差別化を図る栽培をしたいとの要望があるという問題はで

てくると思います。

- ・ 開放系で遺伝子組換え作物の栽培をした場合、交雑は必ずおこります。
- ・ おこったときに、消費者が千葉県の米を食べないという対処しかない訳ですが、それを風評被 害だと言われてしまえば、それまでですが、消費者はそのような対処しかできない形になって しまいます。
- ・ それを避けるためにも、規制につながる懸念を条例の中に盛り込んでいただきたい。

(辻委員)

- 丸山委員とほとんど同じです。
- ・ 主婦としては、風評被害という事が、一番大きな問題だと思います。
- ・ 安全の評価がされていても、安心できなく、不安だということは、主婦の感覚としては大きな 問題だと思います。
- ・ 北海道と同じような感じで、入れていただきたい。

(西分委員)

- 食品の安全・安心とは、その食品がどのように作られているかわかるという事だと思います。
- ・ 情報公開は、とても大切な事だと思います。
- ・ 同じ法律の元にある北海道や新潟県で、食の安全条例に「遺伝子組み換え作物の栽培等による 交雑等の防止に関し必要な措置を講ずる」という条項が入っているという事は、栽培の意志が ある方は栽培することは結構ですが、栽培の意志がないのに、他人が栽培した作物によって自 分の作物に交雑や混入がおこってしまうのは、生産者の権利を守らなければならないと思いま す。
- ・ 北海道や新潟県でも、風評被害が大きな問題だったと思います。
- ・ 風評被害は、生産者にも千葉県にも大きな影響を与えると思います。
- ・ 安全だといわれても、まだ実験結果もでていませんし、まだまだ未知の食品や作物だということで、とても不安に感じます。
- ・ 風評被害や不安は、理論的でなく説得力に欠けるかもしれませんが、重要な事だと思います。
- ・ これを防止する情報公開や何らかの措置で防止できるという事が、条例に盛り込まれていれば、 安全と安心を確保できる条例になると思いますので、情報の公開と栽培による交雑・混入の防 止をする何らかの措置をする事を、条項として盛り込んだほうが良いと思います。
- ・ 条例に盛り込むべき事項の中に取り上げて、明記したほうが良いと思います。

(小山委員)

- ・ 前々回、条例に必要かどうか疑問だと申し上げましたが、基本的には遺伝子組み換えには反対です。
- ・ では、どうして前々回の部会で条例に必要かどうか疑問だと申し上げたかというと、入れたほうが良いという意見が圧倒的で、そのまますんなり決定してしまっていいのかなと思ったからです。
- ・ 条例に入っていなくても、他で補完されていればいいのではないかという考えもありました。

・ この条例に入れるということが、遺伝子組み換えの是非を問うものでは無いと思いますので、 情報の公開を盛り込めば良いのではないかと思います。

(岡田委員)

- 大きな重要な問題だと思います。
- ・ お話を聞いていると、消費者は、遺伝子組み換え作物の安全性や一般作物への交雑・混入にと ても強い不安感あるいは抵抗感を持っているようです。
- ・ 北海道に次ぐ第2の農業県として、遺伝子組み換え作物の栽培が行われると、一般作物への交 雑・混入に関して、風評被害に発展する危険性も否定できないわけです。
- ・ 重要な問題ですので、農業団体として組織としての対応を図るために 21 日の理事会を開催します。
- ・ 今回は、私の個人的な委員としての意見を述べさせていただきます。
- ・ 消費者の不安を解消するために情報公開を、条例に入れることに賛成です。

(佐藤委員)

- ・ 結論から言うと、丸山委員の意見に賛成です。
- ・ 但し、私も組織としての正式な合意はもらっていませんが、委員としては、丸山委員の意見に 賛成です。
- ・ 今、私どもの仕事は、ほとんど生協関係で、現実問題、遺伝子組み換え食品を扱うことは、商 売にならないということもあります。
- ・ 条例の中に、言葉を入れたほうが、風評被害の対応としても良いと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 風評被害などが心配なので、条例の中に、入れたほうが良いということですか。
- ・ 風評被害が発生すると、事業が成り立たなくなる可能性があるということですか。

(佐藤委員)

- ・ 風評被害がない今の時点でも、遺伝子組み換えの大豆等が入っていると、流通の段階で排除されるケースも多く、魚でもこうなので、農産物はもっとすごいのではないかと思います。
- ・ 条例の中に、一言でも「気をつけてやろうよ」というような意見は入れたほうが良いと思いま す。

(天野委員)

- ・ 遺伝子組み換え食品について、国が安全性を評価しているものを、使ってはいけないという規制はできないと思います。
- これは、皆さんに共通していると思います。
- ・ 製造者の立場から言うと、遺伝子組み換え作物を使用することは可能ですが、遺伝子組み換え 作物を使用した商品は売れ行きが悪いわけです。
- ・ このように、だんだん遺伝子組み換え作物を使用しない商品が、多くなってきました。

- ・ 但し、遺伝子組み換え作物には、コストの面等いろいろなメリットもありますので、支持する 人もいます。
- ・ そのように考えると、安全性の問題で一番大事なのは表示で、この関心をどうするのかが大事で、監視により不正な表示をさせないという観点が、遺伝子組み換え作物には重要だと思っています。
- ・ 交雑の問題は、規制としてすべきなのか、情報公開としてすべきなのか。
- ・ 表示の重要性とのバランスをとった考え方から言うと、公開をキチンとする意見を書き加える のか、前文にいれるのか、いくつかありますが、バランスをとったほうが良いと思います。

・ 遺伝子組み換えについて、条例に入れたほうが良いということですか。

(天野委員)

- ・ 既に表示の項目(食品表示の適正化のための普及・啓発を推進すること。)で、記載されていると思います。
- ・ 表示についての監視をするという項目(食品表示の適正化のための監視・指導を強化すること。)に、入っていると思います。

(古明地委員)

- ・ 条例に入れることは、基本的には賛成です。
- ・ 県民のためにつくる条例ですので、委員として条例に入れることは、当然だと思います。
- ・ 県としての明確な把握と情報公開が必要だと思います。
- ・ 食料自給率等を考えると、必要性があって、遺伝子組み換え作物とかが出てきているわけですので、一概に規制するとか禁止するとかではなく、管理・把握・情報公開に重点を置いて、条例を作成することが大切ではないか。

(田中委員)

- ・ 条例の中にある程度組み込んだほうが、良いと思います。
- ・ 特に「情報の公開」という部分で、(国で法は定められていますので、)消費者に伝わるような情報が公開されるということと、(販売の立場では、)表示や監視をしっかりするということを入れたほうが良いと思います。

(魚住委員)

- ・ 報告書には、タウンミーティングでの意見やここでの議論を踏まえた内容を、しっかり載せる べきだと思います。
- ・ したがって、記載方法としては、情報公開も重要だと思いますし、今後の方針を示すということで、別途、明確に、審議会等を設け検討する等、北海道のように「必要な措置を講ずる」というように、将来的には何らかの形で対応するという意思を、書き込むべきだと思います。
- ・ 報告書では、リスクコミュニケーションの情報の公開の欄に、例えば「食育に関する情報提供」

- の下に「遺伝子組み換えに関する情報提供」というようにするのも1つの手だと思います。
- ・ 先程、県からの説明で、国から情報を入手できると確認したので、入れることはできると思います。
- ・ また、将来的に対応し、必要な措置を講ずるという本作業部会の意思を示すのであれば、例えば、組織の設置のところにそのようことを検討するとか、あるいは、(争点になっていますので、)別立てで、情報公開と将来の事についても検討し、知事の判断により施策を講ずるとか、何らかの形で書き込むべきであろうと思います。

- ・ 皆さん全員から、ご意見を伺いました。
- ・ 条例というと、北海道の条例がよく例に挙がっていましたので、それをイメージしていました ので、内容をもう少しよく聞き、誤解がないように理解し、北海道のような条例が必要かどう か検討していきたいと思いながら、ご意見を聞いていました。
- ・ 全部の方ではないと思いますが、表示については規定があるからよいのではないかというご意見がありました。
- ・ 魚住委員からは「遺伝子組み換えに関する情報提供」というようにしたら、どうかという提案 がありました。
- ・ 個別に遺伝子組み換え食品とか BSE とか記載しなくとも、情報公開の中に含まれているのではないでしょうか。

(魚住委員)

- ・ リスクコミュニケーションの情報の公開の欄にある「食育に関する情報提供」は、「食育に関する」というように具体的に記載されていますので、遺伝子組換えについても同じように具体的に入れたらということです。
- その他の意見は先に述べたとおりです。一例として述べました。

(伊藤部会長)

・ あえて表示のように、具体的に記載しなくても、どこかで読めるのではないかとの問題提起を したものです。

(丸山委員)

- ・ 今回の議論は、消費者サイドに軸足を置いた問題と、生産県であるという特徴を踏まえた2つ のジャンルの背景と問題があると思います。
- ・ この報告書が、そのまま条文になるのでは無いとのことですので、今の意見は事務局で工夫して、ぜひ報告書としての位置付けはしていただきたい。
- ・ 熊本の条例の第3章に「安全で安心な農林水産物の提供のための具体的な方策」とあり、県産品に関する具体的な施策を章として独立させています。
- ・ 先日のタウンミーティングでも、産業廃棄物や農薬の空中散布の影響とか生産サイドにかかる

問題も出ていましたので、最終的には、条例の章立てや条立て等で検討すべき問題かとも思いますが、そのような問題を、1 つの独立した章などで考えて、その中の 1 つの問題として、交雑・混入に関する情報公開をするという作り方もあるのではないかと思います。

(伊藤部会長)

・ 大方の方は、条例に盛り込んだほうが良いとのご意見で、中には北海道の条例ように規制のことも含めてという方もいましたが、多くの方が、情報公開の観点から条例に盛り込んだほうが良いとのご意見でした。

(西分委員)

- ・ 私は、規制のことは言っていません。
- ・ 何らかの措置を講ずることが、必要だろうという意見です。
- ・ 北海道の遺伝子組み換え規制条例は、別の条例なので、今回の条例では何らかの必要な措置を 講ずる事と情報公開は必要だということです。

(伊藤部会長)

- ・ どんな必要な措置がとれるか、思いつきません。カルタヘナ法を遵守していれば、問題はおこらないので、さらに規制する必要があるのだろうか。
- ・ 情報公開はわかりやすいが、何らかの必要な措置はわかりにくいのではないか。

(大野委員)

- ・ 情報公開だけでは、不充分だと思います。
- ・ 北海道の問題は、法律違反ではなく、権利として認められている栽培をしようとした生産者に 対して周囲がよってたかって、栽培を中止させたということです。
- ・ 栽培してはいけない作物ではなく、当然栽培して良い作物だったにも関わらず、栽培すると周 囲に対する影響が大きいために、周囲が止めたわけです。
- ・ 実際、栽培しようとした人は、周囲から監視状態におかれ、むしろ人権問題になっているので はないかと伺っています。
- ・ 千葉県でも同じことが、おこるのではないかと不安に思っています。
- ・ 単に情報公開だけでは、そのような問題を解決することはできません。

(伊藤部会長)

・ 資料によると商業用の栽培は、行われていないとなっていますし、国の審査を経た栽培以外は 行うことは、不可能です。

(魚住委員)

- ・ 地域の実情に応じて、国の法律より厳しい規制を盛り込んだ条例、あるいは規制対象を拡張した条例を策定することは、ありえます。
- ・ それには、詳細な検討も必要ですし、知事がどのような政治判断をするかも重要です。

- この部会で、その条例のことまで議論する必要があるのでしょうか。
- ・ ここで議論している条例では、方向性を示し、次に新たな舞台を設定し、そこで改めてしっかり議論すべきではないでしょうか。

・ どこに入れるかについて、少数ですが「基本的な考え方」には入れないほうが良いとの意見が ありました。

(小山委員)

・ 私は、条例の中に入れたほうが良いという意見です。

(天野委員)

- ・ 私は、入れるとか入れないとかではなく、表示のところに記載してあるので、情報公開を推進 してくださいと申し上げました。
- ・ 今は、別立てで入れる入れないの議論をしているのですか。

(伊藤部会長)

- 報告書の中にいれる。
- ・ 少数の意見として、私は、入れなくても良いと思います。
- ・ 報告書 「条例に盛り込むべき事項」の後に、追記という形で今のような要望を記載し、報告書を作成します。
- ・ 条例にする際には、知事の判断があると思います。

(西分委員)

- ・ 報告書の中の 「条例に盛り込むべき事項」として、記載すべきだというのが、座長以外の意 見では、ありませんか。
- ・ 追記であれば、「条例検討作業部会で出された意見」として前回までの意見が記載された資料となんら変わりないと思います。
- ・ 丸山委員や魚住委員からも、具体的な提案がありました。

(魚住委員)

- ・ 載せるのであれば、意思を強く示したいのであれば、 5「組織の設置」の後の6番目に記載 すべきだと思います。あるいは、現在の項目の中に書き込むのであれば、 3(3) 「情報の 公開」の「食育に関する情報提供を推進すること。」の下に記載できると思います。
- ・ また、両方を書き込むということもありえます。以上のことを申し上げました。

(丸山委員)

・ 今日の時点では、 3(3) 「情報の公開」の「食育に関する情報提供を推進すること。」の下 に、今日の各委員の意見を踏まえた表現で、記載すべきではないかと思います。 ・ それが、妥当だと思います。

(天野委員)

- ・ 遺伝子組み換えのことばかり話をしていますが、添加物の問題やこれから予測されない問題等 あると思います。
- · そのようなものを含めて、情報公開すべきだと思います。
- ・ 遺伝子組み換えは、たしかに大事な問題ですが、それだけではないと思いますので、その他も 網羅するような情報公開にして欲しいです。
- ・ 条例は、長く生きる訳ですから、そのような問題にも耐えられるような、今現在のことだけを 考えていては駄目だと思います。

(西分委員)

- ・ 遺伝子組み換えについては、タウンミーティングでもかなりの意見がでています。
- ・ 遺伝子組み換えは、今のことだけではなく、これから先のことが心配です。
- ・特に特出する必要があると思いますので、情報公開という点では、具体的に情報の公開に入れることが必要ですし、何らかの措置を講ずるとか、表示とか、知事が判断して何かするとか、 と考えると、検討課題として、条例の骨子案を作る前の検討するための報告書としては、別項目でいれたほうが、検討しやすいと思います。

(伊藤部会長)

- 別記では、弱いですか。
- ・ 遺伝子組換えについては、まったく触れないつもりではありません。
- では、どのように触れたら良いのか。
- ・ 一番よくでてくるのは、北海道の例ですが、国の仕組みが出来ている以上、条例でするには至 らないと思います。
- ・ 今日は、丸山委員の提案のように 3(3) 「情報の公開」の「食育に関する情報提供を推進すること。」の下に、「遺伝子組み換えに関する情報提供」と入れていただいて、次回また検討することでよろしいでしょうか。
- ・ 北海道の事件については、次回に資料をお願いいたします。

(山田委員)

- ・ 今までの意見は、事務局でキチンと整理して欲しいと思います。
- それぞれ各委員がだした意見を、部会長さんの言葉でまとめるのではなく、事務局でキチンと 整理して、報告書としてまとめていただきたい。
- ・ 遺伝子組み換えについて、報告書の中にどうやって入れたら良いのか、まだわかりかねる部分 もあると思いますし、急にはわからないと思いますので、丸山委員や魚住委員の意見を踏まえ て、次回、若干もう少し議論できるものを残しておいていただきたい。
- ・ これで決着だと、心配で、本当にそれで良いのかなと思いますので、次回若干時間を取っていただけたらと思います。

(魚住委員)

- ・ 先程、国の法律に従えば問題はないというニュアンスの発言がありましたが、千葉の自治として、どうしても必要であれば、一歩踏み込んだ判断もありえます。それが、自治ではないかと思います。
- ・ その際、知事の政治的判断が重要であることはいうまでもありません。

(事務局)

- ・ 次回は、10月14日、これで最終の報告書の作成という事に、事務局としてはしていただきたい。
- ・ 10月25日には、食品安全協議会に部会報告書として、提出したいと思っています。

(伊藤部会長)

・ 3(3) 「情報公開」に「遺伝子組み換えに関する情報提供」を追加することは、私も異論 はありませんので、全員一致ということで、 3(3) 「情報公開」に追加することとしてく ださい。

(魚住委員)

・ 遺伝子組み換え食品等に関する意見については、項目別に整理していただきましたが、他の 意見も項目別に整理して、次回提出されると理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

よりわかり易く整理させていただきます。

(伊藤部会長)

· それではこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。